

「大阪府汚染土壌処理業に関する指針」の概要

【目的及び経緯】

平成31年3月に大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正し、汚染土壌処理業の許可を受けようとする者が汚染土壌処理施設の設置等を行う際に周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を行うことを促進するため、知事は許可の申請に関する指針を定め公表することとした。

【指針の概要】

1 目的

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業に係る許可の申請をしようとする者が執るべき手続等を定めることにより、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を促進する。

2 対象

次に掲げる許可を申請しようとする者

- (1) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可
- (2) 土壌汚染対策法第23条第1項の規定による変更の許可

(ただし、処理能力を減少させる変更その他変更の実施により新たに周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないものを除く。)

3 手続きの流れ

別紙のとおり

【その他】

「大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針」（平成21年10月23日大阪府告示第1604号）は廃止する。

汚染土壌処理業に関する指針に基づく手続きの流れ

